

産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会

産業保安基本制度小委員会(第8回)

議事録

日時：令和3年11月29日（月曜日）10時00分～12時00分

場所：オンライン会議

議題：

最終とりまとめ（案）について

○若尾委員長 おはようございます。委員長の若尾でございます。

ただいまから、産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会第8回産業保安基本制度小委員会を開催いたします。

本日は本小委員会としての最終取りまとめということでございますけれども、効率的に会議を進めていきたいと思っておりますので、御協力よろしく願いいたします。

それでは、まず初めに、事務局から会議定足数の報告と議事の扱いの確認をお願いいたします。

○正田保安課長 保安課長の正田でございます。

本日は16名中、御本人13名の御出席をいただいております、本小委員会の定足数、過半数に達しております。また、オブザーバーとして、委員名簿にございます各団体の皆様方にも御参加いただいております。

本日の小委員会は希望者傍聴により執り行われます。

また、議事録につきましては委員の方々の御確認をいただいた上で、ホームページ上に公開することとさせていただきます。

以上です。

若尾委員長、よろしく願いいたします。

○若尾委員長 それでは、議事に入りたいと思っております。

まず、資料1から3をお開きください。正田課長から御説明をお願いします。質疑応答、意見交換は、本日全ての資料について事務局から説明した後でまとめて行いたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。それでは、正田課長、よろしく願いいたします。

○正田保安課長 まず資料1からでございます。資料1につきましては、産業保安基本

制度小委員会で議論している内容について、高圧ガス小委員会でありますとか、ガス安全小委員会、こういった各小委員会において意見を伺った内容でございます。

まず10月25日に高圧ガス小委員会から意見を伺いました。1ページ目でございます。全体・新たな認定制度につきましては、保安人材の確保が必要、新たなテクノロジーの活用が必要。そういった中で規制の見直しも必要だ。あるいは、手続の簡素化。こういったものを進めてほしい。それから、イギリスでの例を引いた上で、安全規制は規制が膨らみ過ぎる傾向にあるので、レビューするのは合理的だという意見があった一方、基本制度小委員会が示した案については、こういった議論を前提とした制度改正には反対であるという御意見も頂戴したわけであります。

それから、1ページ目の右側でございますけれども、高圧ガス小委員会では、CBM、Condition Based Maintenanceの扱いなどについても技術的な検証をしっかりとすべきではないかということで御意見を賜りました。

また、2ページ目でございますが、10月21日にガス安全小委員会。こちらは都市ガスの安全に関する小委員会でございますけれども、ガス安全小委員会で御意見を伺いました。10月12日に第6回産業保安基本制度小委員会を開催した際には、委員の方々から都市ガス分野における災害時の保安業務の在り方について、特に一般ガス導管事業者にもむしろ、非常に簡単に言いますと、業務を集約化すべきではないかといった意見が見られたわけでありますが、こちらの10月21日のガス安全小委員会におきましては、この2ページの左側の下のところからでありますけれども、やはり一定程度ガス小売事業者が保安業務を担う必要があるのではないかということでございました。2ページの右上のところなどを見ていただきますと、自助、共助、公助という中で、共助が重要であり、その際にはガス小売事業者も一般ガス導管事業者と一緒に相応の役割分担をすることが必要であろうという意見があったわけであります。

それから、3ページ目でございますけれども、11月4日に液化石油ガス小委員会で御意見を賜りました。ここでは液化石油ガス分野における今後の方針について、特段異論はございませんでした。人材不足などがある中で、制度の在り方、しっかり見直してほしいといった意見があったわけでございます。

また、4ページ目でございますが、電気保安制度ワーキンググループ、これは電力安全小委員会の下に設置されているワーキンググループでございますけれども、電力分野につきまして、こちらで御意見を伺ったところ、この青枠の太い文字にもありますけれども、基

本的な方針については委員、オブザーバーの方々から特段の異論はなかったという中で、この4ページの下のところでございますが、技術的な観点などを含めて御指摘、御意見を賜ったところでございます。

それから、資料2でございます。資料2は10月12日の第6回産業保安基本制度小委員会から今回最終取りまとめ案という形でまとめさせていただいたものとの関係での変更点を示しております。

まず、資料2-1でございます。高圧ガス分野につきましては全体で4点の変更点がございます。

まず1点目は2ページ目でありますけれども、法定講習の取扱いということであります。10月12日の事務局案では、高度な保安力を有した認定事業者に対しては法定講習を義務とせず、任意とする方向でいいのではないかとということで御提示させていただきましたが、その際にも複数の委員の皆様方から、カリキュラムの在り方ありますとかC B T、オンライン化、こういったものの必要性、様々な御指摘をいただきました。

その後、御発言いただいた委員の方々、また関係者の方々とも調整いたしまして、こちらの法定講習の取扱いについては2ページの一番下でございますけれども、カリキュラムの見直し、それから早急なオンライン化、そういった見直しをしっかりとした上で、現時点ではこういった認定事業者に対しても法定講習の受講を義務として残すこととするとしております。ただ、②のところ、こういった高度な保安教育を非常にやっているという実態がございますので、こういった法定講習を任意化するか否かについては、引き続き検討する。それから、③のところありますが、それ以外の非認定の事業者に対しても教育メニューの充実などによって、きめ細やかな法定講習を実施していくということでございます。

それから、高圧ガス分野の変更点の2番目でございますが、4ページ、変更点2ということになります。10月12日の事務局案ではC B Mの円滑化ということで認定事業者、特にA認定事業者を想定しておりますが、こういった制度的措置をしてはどうかということでございましたけれども、高圧ガス小委員会などでもしっかり技術的検証を行う必要があるという御指摘を受けたこともございまして、4ページの下にあります。例えば、高圧ガス小委員会等で技術的検証を行い、以下について検討するというところでございます。必ずしもどの場であるということは申し上げにくいわけですが、例えば高圧ガス小委員会等ということで、こういったものをしっかり技術検証していくということでございます。

す。

それから、5ページ目も同様でございますが、これも下の案を見ていただくともうよろしいかと思えますけれども、こちらでも技術的検証をしっかりとやっていくということでございます。

それから、6ページ目でありますけれども、変更点の3番目、経過措置期間の取扱いということであります。10月12日の事務局案では、一番下の線表を見ていただくといいかと思えますけれども、経過措置期間として、施行日の後も2～3年程度、現行の認定を受けられるということで猶予期間を置こうではないかという議論をしていたわけですが、松平委員から、場合によっては、これは計算していくと、最大で2033年まで現行制度をそのまま使えることになってしまうので、政策的に一定程度お尻を切るということも考えられるのではないかという御指摘をいただいたわけでありまして、その点については、今後、しっかりと検討を行うということで整理させていただいております。

それから、7ページ目でありますけれども、認定審査のフロー。認定から更新期間も含めたフローでございます。まず1つ目は、10月12日の事務局案では、認定更新期間10年ということでさせていただいておりましたが、これを5年以上10年以内において政令で定める期間ということで、少し柔軟性を持たせております。それから、10月12日の案では、中間実施状況確認の仕組みをつくってはどうかということをお願いしたわけですが、こちらにつきましては、極めて法制上の整理ということでありまして、法制上の行為、あるいは効果という観点でも、これは立入検査でしっかりと行うことができるという整理でございますが、こちらにつきましては立入検査で行っていくということで整理させていただいております。

資料2-2につきましては、都市ガス分野における大規模災害時の保安業務の在り方についてであります。

9ページは、これにつきましては、先ほども申し上げましたが、10月12日に御議論、御指摘いただいた内容を書かせていただいております。特にはやはり都市ガス分野での保安閉開栓をはじめとした災害時の保安業務について、これをむしろ一般ガス導管事業者に集約、一元化していく方向で考えるべきではないかという御指摘をいただいたわけですが、10ページでございますとおり、先ほども申し上げましたが、ガス安全小委員会ではむしろガス小売事業者にしっかりと役割を担っていただくべきではないかという意見をいただいたわけでありまして。

11ページを見ていただきますと、では、どうするかということでもあります。足元の対応と今後の対応ということで少し時間軸を置かせていただいております。足元の対応につきましては、既に平成28年に定められたガイドラインに基づいて事業者が体制整備を行ってきておりますので、これを突然変えるということは、保安業務上もこれに穴が空きかねないということで混乱を招きかねないものですから、足元の対応としては現行のガイドラインに沿った対応をする。すなわちガス小売事業者が保安閉開栓を行い、需要家件数に応じて、復旧要員を派遣する仕組みとする。それから、費用負担についても、ガス小売事業者が負担をするということでございます。

他方、今後の対応といたしましては、今回もいろいろ議論がございましたけれども、右側でございます。スマートメーターの普及を進めることによりまして、遠隔での保安閉開栓ができるという可能性が出てまいりますので、そうした場合には保安業務の在り方も変わり得るということでもあります。そう考えますと、この右側の四角のポツ、1番目に書いてありますように、まずスマートメーターの目標年限を定めたロードマップを策定していく。それに合わせて、これと並行して、災害時の保安業務の在り方を検討する。これにつきましては、別途議論の場で、しっかり定量的な把握も含めて行っていく。それから、4番目のポツであります。その際には費用負担の在り方、これは電力の場合には託送料金に乗せて、ユニバーサルコストとして負担をいただくということになっているわけがございますけれども、都市ガスでの費用負担の在り方についても様々検討してはどうかということでございます。

ちなみに14ページでございますけれども、スマートメーターの導入状況について触れさせていただきます。電力分野の全戸に対する導入率が85.7%。それから、液化石油ガス分野では、これは集中監視プラスマイコンメーターということでもありますけれども、全戸に対して23.8%。それから、認定販売事業者というところに範囲を区切った場合には80.2%ということでもあります。都市ガス分野につきましては、現在の時点では0.3%。集中監視を入れた場合にも130万台、4.3%という状況でございます。スマートメーターの一層の普及が望まれるということでございます。

それから、資料3でございます。高圧ガス分野に関しまして新たな認定制度でございますけれども、10月12日にも一部の委員から、この点については御懸念といたしますか、非常に慎重な検討を要するということを御指摘いただきました。ですので、こちらで事務局としても、今回の認定制度でどのような安全確保措置がなされているかというのをまとめさ

せていただきました。

1 ページ目でありますけれども、まず左側、今回の制度改正の基本的な考え方としては、テクノロジーを活用して、むしろ保安レベルを何とか上げていけないか。それによって保安人材が枯渇して、我が国の産業の基盤のところから保安が崩れかねないという状況を何とかとどめなければいけないという思いで制度改正を考えなければならないということでございます。その際には対象は、規制制度見直しをするのはあくまでも認定事業者でございますし、左側の④にもございますが、国や自治体は責任を持って、安全確保のための措置を最後までしっかり責任を持ってやらせていただくということに変わりはないわけでございます。

具体的には右側にもございますとおり、1. 高圧ガスの分野は現行で認定制度がございますので、認定の水準は現行認定より下げない。それから、2段階審査によりまして、特に審査会審査で学識経験者の方々なども含めて、厳密な判断を要するものについてはしっかり判断していくということでありまして、また、3番目といたしましては、技術基準適合義務、あるいは保安人員の選任といったような行為規制はしっかり守っていただくわけでございますし、技術基準を緩めるようなこともないわけでございます。また、4. でございますけれども、行政はしっかり立入検査を行います。それから、法令違反などがあれば、認定取消しなどをしっかりやらせていただくということでございます。つまり、厳格な監督をしっかりさせていただくということでございます。

他方、4 ページ目を見ていただきますと、この後ちょっと申し上げますが、近時におきまして、法令違反を犯している事例が認定事業者においても起こっているということがございます。これは事実関係といたしまして、そういうことが起こっていることは事実でございます。ただ、こういったところも、この下に点線枠で囲わせていただきましたが、今回の最終取りまとめでも、この点についてしっかり留意をさせていただいて、この点を踏まえて、制度設計、それから制度運用を考えていくということでございます。

具体的にはここの枠の中にありますが、まず上段のところ、法適合性確認能力の確認を含めて、認定審査の際には、コンプライアンス体制の整備状況をしっかり確認するということでもあります。それから、国及び自治体においては、こうした違反事例が再発することのないよう、立入検査等で厳格な監督を行っていくということでもあります。

しかも、この取組に当たっては、これは委員の方からも厳しく御意見、御指摘いただいたところでございますけれども、地域住民の方々、あるいは消費者の方々の不安、こうい

った法令違反事例に対する不安といったものをしっかり受け止めて、その上で、本当に事前調査制度が的確に機能していたのか、あるいは、国や自治体は適切に監督を行っていたのか、そういった原点に立ち返って、しっかりと検証することが前提として必要であるということでございます。

この前提となる事実関係を5ページと6ページで示させていただいております。

5ページは認定事業所における法令違反の状況であります。直近10年では延べで、同じ事業所で2回ということもあるわけですがけれども、10年間で累積24件の法令違反がありました。ただ、直近としては、この真ん中に書いてありますけれども、5年間で5件ということであります。

この減少した背景といたしましては、右の点線枠にありますが、立入検査の実施やリスクアセスメント、人材育成といったような認定要件を追加してきているということがございますので、これは新たな認定制度でもしっかり維持する。さらにはコンプライアンス体制のところは、認定要件として強化をしていくということもございます。こういったことによって、安全性を確保していきたいと考えています。

特に先ほど申し上げました案件が5ページ目の下のところに米印で書かれております。個別名称になって恐縮でございますけれども、この②のところ、愛媛県におきまして、過去10年間に67件の法令違反があったということで、太陽石油四国事業所が行政処分を受けているということでもあります。①のところでもあります、経済産業省におきましても、9月17日に同社の四国事業所及び山口事業所の両事業所に対して報告徴収を行っております。

それから、6ページ目でもありますけれども、重大事故の状況であります。過去10年で44件の重大事故がありました。これは死者1名以上でありますとか、物損が非常に大規模なものでありますとか、そういったものでございますけれども、こちらにつきましては、過去10年で44件。これは認定、非認定にかかわらず、全体で44件起こっております。そのうち認定事業所においては6件、重大事故が発生しております。この6件のうち2件は東日本大震災を起因とするものであります。

それからもう一件、一番下のところに6件の概要を書かせていただいておりますが、このうちでも一番下のところは、作業員の方が許可なくタンクの中に入られて、窒息で亡くなられたという事故でございます、労災に近い事故でございます。

このような事故状況は確かにあるわけでございます。全体6件で、そのうち特に3件は

こういった状況でありますけれども、そういった全体の状況がございます。

資料1から3は以上でございます。

○若尾委員長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、資料4「産業保安分野における当面の制度化に向けた取組と今後の重要課題（案）」をお開きください。正田課長から御説明をお願いいたします。

○正田保安課長 資料4でございます。資料4につきましては最終取りまとめ案ということでございますが、これまでの議論を基本にまとめてきたものでございます。それから、事前にも委員の方々には御覧いただいておりますので、非常に簡単にポイントだけ申し上げたいと思っております。

2ページ目から本文が始まりまして、産業保安をめぐる環境変化と課題ということでありまして、テクノロジーの進展でありますとか、保安人材の枯渇、それから電力・ガスの供給構造の変化、災害の激甚化、気候変動といった問題がある中で、スマート保安や再生可能エネルギーの小出力発電設備の規制の在り方、それから災害対策をどうするか。カーボンニュートラルの実現に向けて、保安規制をどうしていくか。こういった課題があるわけでございます。

5ページ目からは基本的な考え方でありまして、これも春以来、ずっと議論してきたわけでありまして、リスクベースアプローチの徹底により、規制体系を見直すという中で、安全の確保を前提に、もちろんここには作業従事者の安全や公衆の安全というものが含まれていくわけでありまして、保安レベルを下げることなく、むしろテクノロジーの活用等により、保安レベルを持続的に向上させていく。これを基本的な考え方としていくということでありまして。

6ページ目から1つ目の課題でありますスマート保安の課題であります。基本的な考え方ということで、6ページ、7ページと、これまでの取組などを書かせていただいております。

また、7ページの下からは保安人材の枯渇状況を示させていただいております。これを何とか解消して、我が国の産業基盤を守っていかなければならない、保安を守っていかなければならないという中で、何とか人の力とテクノロジーの力を融合、連携させて、保安のレベルを上げていかなければならないという状況にあるわけでありまして。

また、9ページでありますけれども、スマート保安を進めるに当たっての課題といたしまして、技術・専門人材の不足、それから投資効果の見えにくさ。こういったものについて

では我々行政も含めて対処させていただいているところですが、その中でも政策誘導、制度的措置というのをしっかり定めていかなければならないだろうということです。

その際に、9ページの下からでありますけれども、特に、従来の産業保安分野では保安体制が非常に成熟しているということでございます。法律を制定した当時の戦後、高度成長期に比べますと、従来の分野においては保安の成熟化というのが見られるということでございます。その際に、重大事故につきましても減少している。ただ、11ページにありますように、手続などにつきましては従来のままのところが多く、非常に煩雑な手続も残っているということでもあります。

これらをまとめますと12ページ、図12でございますけれども、この真ん中にもありますが、テクノロジーを活用しつつ、自立的に高度な保安を確保できる事業者については、その事業者の保安力に応じた規制体系へ移行するというところで、手続、検査の在り方をこれに見合った形で見直していくということが考えられるのではないかとということでもあります。

13ページには、では、その際、テクノロジーを活用しつつ、自立的に高度な保安を確保できる事業者とはどういう人かということで4つの要件、経営トップのコミットメント、高度なリスク管理体制、テクノロジーの活用、サイバーセキュリティーなど関連リスクへの対応ということで書かせていただいております。

また、新たな制度的措置の具体的在り方につきましては、具体的に14ページでありますけれども、許可・届出等については安全性の確保、あるいは行政による事業者情報の把握といったことが前提になりますが、届出の不要化、記録保存化、あるいは許可を届出にする。そういったものを考えることができるのではないかと。それから、検査の在り方についても、こういった高度な事業者については自主検査を前提としながら検査の在り方も柔軟化できるのではないかとということでもあります。

また、14ページの下の方、イというところからですが、認定手続については、ここで現行のスーパー認定事業者制度の手続の例を書かせていただいておりますが、合理的かつ迅速な手続が求められるということでもあります。

それから、15ページでありますけれども、高圧ガス保安法分野での具体的制度設計を書かせていただいております。まずアというところでは、事業者、自治体、関連業界団体の方々に意見を伺った内容を書かせていただいております。認定の水準は現行の認定より下げるべきではないとありますとか、現行の認定事業者について、保安レベルが一定程度達しているのであれば、これはいたずらに認定の対象外にならないような、しっかりとした

移行措置なりを取るべきではないかということなどを地方自治体様から御意見をいただいたわけであります。そのほか、設備変更許可の取扱いについての御意見もございました。また、次の16ページに参りますと、手続についての煩雑性の排除とか、国と自治体の連携。こういったものにも御意見をいただきました。

そういった中では、イというところでありますけれども、現行のスーパー認定事業者、通常認定事業者の方々がテクノロジーの活用をはじめ、当然新たな認定制度の認定基準を満たすことが前提になるわけでありますけれども、その上で新たな認定制度に移行するという場合には、円滑に移行し得るように移行期間などをしっかり取って、一定の期間を置いて移行できるようにしていくということでございます。

基本構成といたしましては、高圧ガス分野につきましては法律上の制度は1つなのですが、保安レベルに応じてA認定、B認定に分けていくということでございます。認定要件につきましては、先ほど出てまいりました経営トップのコミットメント以下4つの要件ということでございます。

特にはこのうち経営トップのコミットメントのところ、17ページの上のところでありますけれども、先ほど来出てきておりますコンプライアンス体制の整備というところはしっかり要件を強化して見ていきたいと思っております。そのうち、法適合性確認能力、事業者がこういったものをしっかり持っているか。この辺りは十分に確認をしていくということでございます。

また、高度なリスク管理体制のところについては、A認定についてはスーパー認定事業者相当のリスク管理体制、B認定については通常認定事業者相当のリスク管理体制ということで、レベルは絶対に下げないということでもあります。

それから、18ページに参りまして、では、具体的にどのような制度措置をするかということではありますが、まず③のAの（ア）でございますけれども、設備の変更許可のところにつきましては、一部ガス種の変更などの重要な変更につきましては許可制を維持するといったようなこと。それから、やはり一部行政において、地方自治体様において、事業者の状況をきちんと把握するという意味で、事後届出などを残した形で情報がしっかり行き渡るようにしながら、軽微変更については記録保存ということでございますけれども、こういった手続の在り方を見直していくということでございます。

また、完成検査、保安検査につきましては、基本は現行の認定事業者制度と同様に自主検査としながらも、都道府県への検査記録の届出については記録保存とするというような

ことが書かれてございます。それから、定期検査については、「定期的に」行うと書いてあるわけですが、今後はCBMや常時監視が出てくる中で、法律で必ず定期にというように定めておく必要があるかと考えますと、そこは少し柔軟化の余地があるということでございまして、ここについては省令でしっかり書き込む形で、法律で必ず定期だということとは書き込まないということでもあります。

また、危害予防規程、保安人員の選解任などの届出は記録保存にするのですとか、先ほどございました法定講習などについても義務として残すということでございます。

定期自主検査につきましては、保安検査との重複性がございますので、さすがにこれだけ高度な事業者に対しては定期自主検査をさらに併せてやるということは必要ないのではないかとございまして。

また、20ページでございますが、CBM、それから、(イ)のところの検査に係る基準・規格の柔軟化といったところにつきましては先ほど御説明したとおりでございます。

それから、22ページに飛びまして、移行措置でございますが、こちらも先ほど御説明申し上げたとおりでございます。移行措置としては2～3年の移行措置を取った上で、お尻についてはこれから検討していくということでございます。

高圧ガス分野における認定手続に係る新たなフローというのが22ページから始まります。ここにつきまして、23ページのところで一番ポイントになりますのは、現行認定制度の中で高圧ガス保安協会、または指定機関ということですが、指定機関は指定されておりませんので、高圧ガス保安協会様だけが行っているということになりますが、事前調査制度について、10月12日時点の事務局案では、これは新たな認定制度の中で採用しないと申し上げたのですが、過度なペーパーワークの回避や手続の制度的規律といった観点を踏まえ、採用しないとする意見が多数でありましたが、一方、この点については、安全性という観点から維持すべきという意見もあったということでございまして。また、国と安全関係機関の連携ということも書き込ませていただいております。

それをまとめましたのが24ページでございますけれども、24ページの真ん中辺りですが、先ほども申し上げましたが、近時における法令違反事案を踏まえまして、しっかりした審査、それから立入検査、その前提となる検証、そういったものを地域住民の方々、消費者の方々の不安といったものを踏まえながらしっかりやっていくということでございます。

また、国と地方公共団体の連携についてもしっかりやらせていただくということであり

ます。

それから、25ページ、ガス事業法につきましては10月12日の案とほとんど変わってございません。事業者の方々から意見を聴取した結果を踏まえまして、26ページであります、新たな認定事業者の認定要件といたしましては4つの要件。それから、27ページであります、こういった制度的措置をするかというところ。工事計画、あるいは保安規程、ガス主任技術者の選解任、使用前自主検査の在り方については、国、または登録機関による使用前検査というのを認定事業者の場合には省略することができる。このようなことを議論させていただいて、この最終取りまとめ案に述べさせていただいているところでございます。

29ページの認定手続に係る新たなフローにつきましても、先ほども認定の更新期間がございましたけれども、高圧ガスと同様に5年以上10年以内において、政令で定める期間ということにしたいと思っております。

それから、29ページから電気事業法における具体的な制度設計ということでございますが、こちら10月12日に議論させていただいた内容と同じでございます。30ページには認定の要件としての4要件。それから、31ページ③からでございますけれども、そういった認定事業者に対して、どのような制度的措置があるかということであります。保安規程や主任技術者の選解任の届出については記録保存とする。それから、使用前安全管理検査や定期安全管理検査については、認定事業者の場合には国または登録機関の検査を省略することができるといったような内容でございます。また、33ページに認定フローがございしますが、こちらは都市ガスと同様でございます。

それから、液化石油ガスについてでありますけれども、これも10月12日、議論がありましたけれども、現行の認定販売事業者制度をしっかりと拡充することによりまして、今回は新たな認定制度の創設はしないということでありまして、こちらの販売事業者制度をしっかりと見直し、拡充していくということでございます。

また、35ページからは2番目の話題でございまして、再生可能エネルギー分野の特に小出力発電分野の保安確保の話でございます。35ページから36ページ、現在の事故の状況などに触れさせていただいておりまして、課題を書かせていただいております。

37ページでは、夏の間にアンケート調査をさせていただいた結果などを書かせていただいております。そういった中で、37ページの下のところでありまして、どのような措置を行うかという点につきましては、こうした再生可能エネルギー、太陽光発電設備、

それから風力発電設備についての新たな規制類型といたしまして、小規模事業用電気工作物という類型を設けまして、ここに使用前自己確認、それから基礎情報の届出、技術基準の維持義務を課していくということを書かせていただいております。こちらの整理につきましても、10月の第7回の小委員会から内容としては変わってございません。そちらを細かく、38ページ、39ページで書かせていただいているわけでございます。

それから、特に40ページでございますけれども、再生可能エネルギー発電設備に係る規制の適正化を検討する際の留意点ということで、前回、第7回で御指摘をいただきました。太陽光パネルが設置された空き家問題などが発生するという中で評価制度をどうするのかとか、意図的な分割案件への対応を含めて、あるいは、5ポツ目でありますけれども、地域住民の方々や、自治体との関係ということでの情報提供も含めて、しつかり留意しながら制度設計をしていくということでございます。

また、41ページに行きまして、2. でありますけれども、高圧ガス分野の中堅・中小事業者対策ということでございます。

43ページに参りますと、中堅事業者対策として、技術支援、人材育成支援をしっかりとやっていく。あるいは、中小対策といたしましては、中小事業者向けのインセンティブ制度が考えられないか。あるいは、デジタル化の支援。アプリなどを通じて、簡易に法令遵守状況を確認できる仕組みの普及。こういったところを考える必要があるのではないかとということであります。

また、44ページ、立体駐車場や飲食店などでガスの事故が起きております。消費段階での事故が起きているということで、こちらも対策をしっかりとやっていくということになります。

45ページからは災害対策でございます。

まず1つ目は45ページでありますけれども、都市ガスの災害時連携計画を電力とパラレルな形でしっかりとつくっていくということ。46、47ページ辺りで書かせていただいております。

それから、48ページに参りまして、先ほど来ございます大規模災害時の保安業務の在り方ということで、一般ガス導管事業者とガス小売事業者がどのような分担を行うかということでございます。こちらにつきましては、51ページになりますけれども、先ほど御説明したとおりの、足元の対応と、52ページの今後の対応ということで整理をさせていただきます。

また、53ページにつきましては、気候変動問題ということでございまして、54ページで水素の全体戦略をつくるというようなこと。それから、燃料電池自動車に係る規制の一元化。あるいは、水素発電、アンモニア発電の技術基準をつくるということ。それから、前回も議論がありましたが、風力設備の工事計画の適合性確認体制の見直しというようなことも書かせていただいております。

それから、58ページでございますけれども、今後の重要課題ということであります。保安業務の委託の円滑化というところですが、これは春以来、議論になったわけでありまして、

また、60ページにつきましては技術基準の策定の在り方といたしまして、複線化・複相化していくということでございまして、電力で先行した取組をどのように都市ガスや高圧ガスの分野で展開していくかということでありまして、

また、63ページにつきましては横断的視点ということで、法制的横断化のような議論もありましたけれども、そういったことについて慎重意見もあったわけでございますが、それを中長期的な課題としながらも縦割りの規制の体系を見直していくということが必要だということでありまして、

また、64ページから横断的な課題として、多様な人材の活躍、あるいは人材の確保と育成、それとサイバーセキュリティ対策、保安データの蓄積・活用といったところを書かせていただいております。

また、66ページからは最後、個別分野ごとの対応ということで書かせていただいております。高圧ガス分野などでも自治体の方々からのヒアリングなどではもう保安体系全体を少し見直す必要があるのではないかという意見は非常に多くいただきましたので、その辺りはしっかり考えていかなければならない。

67ページにつきましては、最後ですね。第2節というところで、第2章に記載された制度化を早急に進めるということでございます。また、データに基づく効果検証をしっかりやっていくということでございます。

1点だけ、すみません。25ページに戻っていただいておりますが大変恐縮なのでございますけれども、本日の取りまとめに関しまして、高圧ガス分野のスマート保安の取組に関しまして、この25ページの真ん中の辺りに「なお」ということで、「上記の『(2) 高圧ガス保安法における具体的制度設計』の方針については、当該方針を前提とする場合には、安全上の観点から慎重に検討すべきとの意見もあった」ということを留保として書かせていただいております。これは10月12日も同様の意見を一部の委員からいただいたわけでございますし、

場合によっては本日も御意見があろうかと思えます。この点につきましては、この御発言をされた委員の方との関係でも、最終取りまとめとしてはこういった留保を書くということで整理をさせていただいております。この点は少し留保があるわけではありますけれども、こういった形で最終取りまとめ案として整理をさせていただいているということでございます。

以上でございます。

○若尾委員長 どうもありがとうございました。

それでは、以上を踏まえまして討議を行いたいと思えます。時間は限られておりますけれども、委員の皆様のお発言をよろしくお願いたします。はい、久本委員、お願いたします。

○久本委員 高圧ガス保安協会の久本でございます。若干長くなりますけれども、最後でございますので、私の意見を述べさせていただきます。

本年2月にこの基本制度小委員会が開催されて以来、ほぼ毎回一貫して、安全を確保できるかどうかという1点に焦点を当て、安全確保が確認できれば、規制見直しに前向きであり、そうでなければ、規制見直しには反対であるということをお伝えいたしました。

その背景には、高圧ガスによる災害の防止や公共の安全確保という高圧ガス保安法の目的、そのための高圧ガス保安協会の設立、経済産業大臣への意見具申という協会業務など、高圧ガス保安法で果たすことが求められる責務を全うすることがあり、当然ながら、協会の私利私欲からではないことを改めてお伝えいたします。

さて、これまで検討してきた新たな認定事業所はコンビナート地域に多く立地しており、一たび事故が発生すれば、その影響は大きく、事業所外の公共の安全を脅かすことになるため、その他の事業所にも増して保安の確保を前提とした議論をすべきであると考えております。その考えを具体的に伝えるべく、これまで、ここ10年で実際に発生した事故の被害や法令違反、現場での規制を伴う自治体などの懸念の声を紹介するなど、具体的な懸念点を伝え、それらを高圧ガス小委員会で具体的に審議すべきと発言してまいりました。

しかし、テクノロジーの具体的な内容をはじめとして、制度の詳細が全く説明されず、必要性が不明な規制緩和が先月唐突に出されるなど、安全に関する具体的な審議も十分されないまま、最終取りまとめ案を審議するに至っており、今回の委員会でも同じことを指摘しなければならないことを残念に思っております。

高圧ガス保安協会といたしましては、本案は基本的な考え方に大きな問題があり、安全

性を損なうため、反対であり、最終取りまとめ案に沿って、保安確保の観点から、改めて重大な3つの問題点に絞って意見を述べます。

まず1点目は、新たな認定制度の必要性についてです。

まずこれまでの認定制度について。当初はIoT、ビッグデータ、AI、ドローン等の革新的なテクノロジーを前提としない制度であることを問題視し、新たな認定制度に移行すると中間取りまとめ案には記載されておりました。しかし、第6回基本制度小委員会の事務局資料では、現行の認定事業者については既に相当程度の保安レベルを有していることを踏まえ、新たな認定制度においてもいたずらに認定の対象外とならないような仕組みとすべきとされております。現行の認定制度に替えて、新たな認定制度にする必要性が失われております。

また、新たな認定制度では、現行の認定レベルを下げず、認定水準を維持するとしておりましたが、今、述べましたように、現行の認定制度をそのまま新たな認定制度に移行することから、結論ありきで審査が進められることになり、また、現行制度で実施されている専門家による事前調査を廃止し、国が簡易な審査で認定するということが併せて考えれば、審査の形骸化は明白です。このようなずさんな審査で認定することは、平成20年代前半に重大事故が多発したことを受けて、これまで認定制度の強化が示されてきた方針に反するものです。

以上のことから、今回の見直しでは安全は確保できるとは考えません。

2点目は、新たな認定制度の対象となる、テクノロジーを活用しつつ、自立的に高度な保安を確保できる事業者についてです。

まず、テクノロジーの活用について。これまでも一貫して賛成を表明しており、補助金や税制などの措置とともに、これを阻害する規制について代替措置を講じつつ、見直すべきであると考えております。

しかし、取りまとめ案では、テクノロジーの活用を阻害する規制について具体的な指摘がない上に、提示されたのはテクノロジーと直接の関係がない認定手続の緩和や定期自主検査の廃止などの規制緩和しかなく、むしろ安全性の議論もなく、安全性を損なうばかりです。

次に、自立的に高度な保安を確保できる事業者について。まず最近の事例を挙げれば、一流企業と言われるトヨタや三菱電機で検査不正が発覚しており、高压ガスの認定事業所でも先ほどもございましたが、KHKが確認しただけで、この10年間で3割弱の事業所が

法令違反をしております。そうした背景には、一般的に企業の経営レベルでは保安セクションの発言力が弱いことがあります。そうした中で、思いつく限りの規制について、手当たり次第に緩和し、行政が果たすべき規制の責任を規制される側の事業者に丸投げすることは行政が規制を実質的に放棄するものであります。

以上のことから、今回の見直しは安全性を確保することはできません。

なお、この点に関しまして、法適合性確認能力という、行政と同じ判断ができる能力の有無を確認すれば、事足りるとしておりますが、そのような事業者であることを適正に判断する手法があるならば、許可、届出などの手続を中途半端に残す必要もないばかりか、他の法律による規制も含め、規制の一切の判断を事業者に委ねればよいわけで、そうであれば、全ての規制の必要性から論じるべきであると考えます。

最後に3点目として、事業所に対する規制緩和等の措置についてです。先ほど指摘しましたように高圧ガス保安法の目的たる公共の安全の確保のために安全を前提に議論すべきであるにもかかわらず、中間取りまとめ案に何の記載もなかった制度的措置が唐突に盛り込まれております。例えば、許可制度の届出化、保安人員の配置簡素化、定期自主検査の廃止、法定講習の任意化、高圧ガス小委員会で結論づけた内容を覆すような見直しです。それらのほとんどについて、変更の必要性を裏づけるための現行の問題点や変更によって生じる弊害の有無や対応策などといった必要となる具体的な検討事項が示されず、安全を前提とした議論がされていないことから安全は確保できません。

このうち、許可制度の届出化について簡単に指摘します。許可とは法律により禁止されていることを行政が特定の場合に認め、禁止を解除し、適法とするものです。高圧ガス保安法に当てはめると、大量の高圧ガスを製造する行為などは一たび災害が発生すると公共の安全を脅かすことから、誰であろうと一律に禁止し、行政が責任を持って許可を与えて禁止を解除するという制度です。

にもかかわらず、今回の見直しでは原則と例外をそっくりそのまま入れ替え、行政責任を被規制者である事業者側に転換し、被規制者が規制するという矛盾した仕組みへと根本的に変更するものであります。そのため、実際に現場で許可制度を運用している自治体にとっては、国の認定や取消しの判断によって、行政責任を負う主体が二転三転することとなり、それに伴う責任のずれのつじつまを合わせつつ、安全の確保と住民への説明責任を果たさなければならぬため、自治体が大いに懸念しているところです。

以上、時間の関係上、そもそもの現行制度の変更の必要性、新たな認定の対象者と認定

事業所に認められる規制緩和措置の不適切さの3点に絞って説明をいたしました。今、述べたことはいずれも制度の根幹であり、個別の問題を上げれば、資料として事実評価が適切でないところがあるなど、切りがないことだけはお伝えいたします。

冒頭の繰り返しになりますが、高圧ガス保安協会は規制自体を否定しているわけではなく、時代の流れに即して、十分な根拠を基にきちんとした議論があれば、積極的に緩和すべきと考えます。テクノロジーの活用・促進も同様です。しかし、国や自治体の規制からの実質的な撤退、効率重視、事業者負担の軽減、事業者の自立性への過度な信頼を前提にした末に必要な検討をおろそかにされ、詰められるべき論理が整理されず、結果として安全確保がないがしろにされております。

なお、これらの見直しについて、安全に関する内容を詰めずに新制度をつくり、移行期間中に試行しながら細部を詰めていくということであれば、不適切であります。一たび災害が発生すれば、大きな被害を及ぼす高圧ガスの取扱いについては詳細にわたって検討を行い、安全性に確信が持てて、初めて制度の見直しを決定すべきものであります。

したがって、本案がどう取りまとめられようとも、高圧ガス保安法において定められた安全を守るとの当協会の最大の使命はいささかも揺らぐことはなく、高圧ガス事故から地域住民や従業員の安全を守ることが十分確認できないような現状の案については安全の1点で強く反対をいたします。国民の生命、身体に危害が及ぶような高圧ガスの災害が発生しない制度に改正しなければならないことを強調させていただきます。

少々長くなりましたが、以上でございます。

○若尾委員長　　どうもありがとうございました。では、続きまして、竹内委員、お願いいたします。

○竹内委員　　御説明いただきましてありがとうございました。私の声、届いておりますでしょうか。

○若尾委員長　　はい、聞こえております。

○竹内委員　　ありがとうございます。3点、申し上げたいと思います。

まずこの取りまとめ案、横断的に規制の合理化、効率化ということを検討していただいたということに感謝を申し上げたいと思います。非常に横断的にやっていただいたというようなものだと思いますし、リスクというのはゼロにはならない。しかしながら、世界がその技術を活用していこうとするためには、やはり極力低減させなければいけない。そこにかかる費用と効果というものをバランスさせなければいけないというのが安全の大原則

ですので、多様な視点からの議論が必要で、各委員会での議論に加えて、業界団体等ともコミュニケーションを取っていただいているということには改めて敬意を表したいと思っております。

3点申し上げたいのですけれども、まず1点が効果の見える化。これは正田課長からも御説明の中で、効果検証をしっかりとやっていくということをおっしゃっていただきましたけれども、どれぐらい効率化が図られたのかで、今、安全という点で強い御懸念があるというところが示されましたけれども、そういった事故、あるいはトラブルの件数等、いろいろなものを見る化して変えてみたけれども、どうだったのかというようなことを検証することがしっかりとできるようにしていただくということをお願いしたいと思っております。

2点が今回の取りまとめというのは、今、存在する不具合といいますか、技術に対して規制が遅れてしまっている部分の解消という意味が強いと私は思っております。ただ、技術はどんどん前に進んでいて、例えば電力で言えば、スマートメーターなど、もう2巡目に入ろうというようなところ。今回は不具合の解消というようなところですが、引き続きまして、規制の合理化、効率化、そして、さらなる安全性の向上というようなところに向かって検証を進めていただきたいというのが2点目でございます。

特にその中におきましては、これ、以前も申し上げて拾っていただいておりますけれども、産業間の融合といいますか、保安の中でもいろいろな分野。今、エネルギー事業もガスと電気を一緒の小売業者さんが売るとか、そのような形で産業の変革も起きておりますので、そういった産業構造の転換にも資するような規制の改善を意識していただければと思います。

3点目が今、久本委員のほうから御発言があって、現場の安全を守るお立場から、これまでも委員会で常に御発言されているというようなところで、今回の取りまとめに関しても、委員にも何度も紹介があった中での今の御発言は、また改めて事務局には御調整をお願いしたいなと思うわけでございますけれども、今の御発言を伺っていて私が感じましたことを申し上げたいと思っております。

安全を第一義にすると。安全の観点から今の取りまとめに反対という御意見の表明があったわけですが、安全というのが何によって担保されるとお考えなのかという根本が私自身見えませんでした。安全を守るというのは規制が守るのか。安全の確保の一義的な責任は事業所にあるというのが根本だと私は思っております。

私の専門のエネルギーで言いますと、例えば、原子力は安全規制で本当にかちがちにと
言ったらちょっと表現がよくないのですけれども、非常に安全規制が厳しい事業でござい
ます。これは当然でございませぬけれども、規制を守ることは当然のことであって、決して
ゴールではないと。安全規制への適合というのは入り口であって、さらなる自主的安全性
向上の取組がどのように行われるかというところが今、議論されております。

今回、特に我々が議論してきたのは、安全性を担保するのは当然として、ペーパーワー
クや認定制度という、これももちろん安全性向上に資するわけですが、むしろある意味、
規制の型といったようなものに多くのリソースを割き過ぎていませんでしたでしょうかと
いうようなところに立脚して議論を重ねてきたというように私自身理解をしております。

そうした中で、規制が撤退するのかと。ある意味、事業者に責任が転嫁されるのかとい
うようにおっしゃっておられたのにはちょっと違和感がありました。私の取り方、理解が
間違っているかもしれませんが、自分たちを信用しないでくれ、ちゃんと規制して
くれというようにおっしゃられているようで、そもそも高圧ガス事業における安全確保の
考え方をどのように取られてきたのかというようなところ。ここはちょっと私自身が酌み
取り切れなかったところでございます。

いずれにいたしましても、事務局と協会様の間で認識に非常に距離があるというよう
なところは間違いないと思いますので、これまでの委員会全体での御議論も踏まえた上で、
不断の検証と検討という中で、もう一回しっかりとコミュニケーションを取っていただ
く。ただ、効率性、安全性を同時に上げていくというようなところ。それでテクノロジー
を活用していく。どういうテクノロジーを活用するかはむしろ事業者側が適切性をよく理
解されているところだと思っておりますので、そういった何を使ってどのようにやってい
くかというようなところを含めて、この点、しっかりコミュニケーションを取っていくこ
とをお願いできればと思います。

繰り返しになりますけれども、私どもがこの委員会で議論をしてきた部分は、安全性は
当然大前提であるけれども、リソースを割く先として、ペーパーワーク等に過剰なリソー
スが割かれていないだろうかという部分に立脚していた。それを改善するというようなと
ころを目指して今まで議論してきたと思っておりますので、その総意は酌んでいただければ
とお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○若尾委員長 どうもありがとうございました。では、続きまして、辻委員、お願いい

たします。

○辻委員 東京電機大学の辻です。御説明ありがとうございました。

最初に高圧ガス分野についてコメントをさせていただきたいと思います。まず歴史的なことを申しますと、25年前に高圧ガス取締法が高圧ガス保安法に変わるという大きな改正がありまして、その後、今日まで今回の小委員会のような規制の在り方の議論、あるいは、それに基づく制度の見直しというのはされてきませんでした。25年前の改正では、高圧ガス保安法の目的として、自主保安という考え方が前面に打ち出され、事業所の自己責任の下に効率的な規制にすることを目指す。これがうたわれていました。

目指すところは今回の議論と重なる部分もありますが、それはともかくとしまして、自主保安に関しましては認定事業所制度、スーパー認定、それから最近のCBM適用事業所ということで、この25年間で自主保安ということが浸透、成熟してきておりまして、同時に保安レベルの向上も図られてきたと思います。

一方、25年前の改正において、高圧ガス保安法の性能規定化が図られ、その性能規定を実現する詳細規定である技術基準に民間規格を採用することが打ち出されました。民間規格を採用できることによって、事業者が最新の技術を取り入れられるということが期待されましたが、ここに関しては残念ながら停滞していたように感じます。

今回の制度の見直しで、25年前目指していたように技術基準に民間規格を採用すること、特に技術基準の複相化・複線化が図られるということで、保安分野に最新の技術、つまりテクノロジーを活用するという枠組みが整うことになり、ここは大いに期待しております。

最後に取りまとめ案全体に対する意見ですけれども、書かれている産業保安をめぐる環境変化と喫緊の課題は御指摘のとおりで、取りまとめ案に示された制度化に向けた取組にも賛同します。その上で、取りまとめ案に示された取組が実現に向けて着実に実行されることを期待しています。

以上です。

○若尾委員長 どうもありがとうございました。それでは、続きまして、菅原委員、お願いいたします。

○菅原委員 ありがとうございます。

今回の最終取りまとめ案については、これまでの審議内容がしっかり整理されており、事務局には感謝いたします。また、安全確保を大前提として議論・検討しており、今回の取りまとめに関しては基本的に賛成したいと思っています。その上で幾つかコメントさせ

ていただきます。

まず高圧ガス分野については、事務局においては小委員会においての意見聴取に加えて、夏の間当事業者や地方自治体との意見を重ねていただき、関係者の意見を十分に取り入れながら今回の取りまとめに至ったと認識しています。ここまで丁寧に議論や検討を進めていただきましたので、これからの制度化への作業においてもぜひ関係者の意見を取り込みつつ、安全で効率的な規制体系を目指していただきたいと思います。

特に事業者に一定の創意工夫の余地を持たせて、保安イノベーションを促し、保安レベルを向上させていくことが重要だと思います。そのためには事前調査制度の見直しをはじめ、ペーパーワークや事務手続といった規制コストの削減により、保安の現場にいる事業者の方々が実質的な保安活動に注力できるようにしていく必要があると思います。

次に、保安規制とカーボンニュートラルの関係について改めて申し上げたいと思います。カーボンニュートラルの実現に向けては、再生可能エネルギーや水素といったものをどのように健全に発展させていくかが鍵だと思います。その意味で、今回、太陽光や風力といった小出力発電設備について、保安確保のための新たな枠組みが取りまとめられました。これは安全確保と事業の効率性の双方のバランスが取られた案であり、その点については評価したいと思っておりますが、小出力発電設備の設置者の過度な負担とならないようにデジタル技術の活用による効率化は、ぜひお願いしたいと思っております。

また、政府にはぜひ水素の健全な発展の観点から、安全確保とカーボンニュートラルの実現という両方の側面からバランスが取れた水素保安の全体戦略を策定していただきたいと期待しております。

今回はスマート保安やテクノロジーの活用が大切なキーワードになって議論してきましたが、保安活動の現場を考えた場合には、やはり保安の根幹は人であることは変わりありません。このため、保安人材が枯渇する中で、若年層、女性、シニア層、外国人といった幅広い人材の活躍と同時に、デジタル技術も活用しながら、再生可能エネルギー分野に、特に洋上風力など、新たな分野における人材も含めて、人材の育成が極めて重要になると思います。これに対しては、ぜひ政府と企業が一体となってしっかり取り組んでいただきたいと思います。

なお、今回の取りまとめ案については安全確保を前提としながら、テクノロジーの進展、保安人材の不足、災害対応やカーボンニュートラルの実現といった重要、かつ新たな社会課題に保安規制がどのように対処していくかを示したものであり、極めて意義深い取りま

とめだと考えております。

最後に、規制の在り方については、環境が変化しても変わってはいけないものと環境変化に応じて変わらなくてはならないものがあります。その意味では、規制は不断に見直していく必要があります。今回の見直しは新たな環境変化に対応した規制見直しの第一歩ですので、今後とも規制当局には環境変化に応じた規制の適切な見直しをお願いしたいと思っております。

意見は以上です。ありがとうございました。

○若尾委員長 どうもありがとうございました。では、続きまして、山地委員、お願いいたします。

○山地委員 山地でございます。声、届いていますでしょうか。

○若尾委員長 はい、聞こえております。

○山地委員 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会、通称NACSの山地と申します。

まず最終取りまとめ案、そして高圧ガス小委員会でも取り上げられていました今回の個別事業者の案件につきまして、認定事業所として管轄していた国も、法執行を行う地方自治体も、そもそもですが、現行の保安体制の下、認定の事前調査を行って問題なしとされてきた高圧ガス保安協会様、こうした法令違反、10年にわたって見逃していたこと、猛省していただきたいと思えます。

最終取りまとめ案につきましては、本件についてもしっかりと書き込んでいただいたのでおおむね賛同しておりますが、人が関わる仕事である以上、絶対安全がないからこそ、過去から、そして反省から何を学ぶのか、地域住民はしっかり見えています。安全を確保することが第一と掲げつつ、これまでの現行体制と事前調査でこういった事実を見逃していたということは厳に受け止め、自らの軸足をしっかりと見直すような姿勢でこれまでの知見を生かして行っていただきたいです。

そして、そもそも論なのですが、保安人材の枯渇化、そして高度保安レベルの維持向上そのものが現状のままでは難しいという喫緊の共通課題を解決するために、様々な立場の意見や示唆を集積する場を設けていただいたと私ども認識しております。課題を解決するに当たり、保安業務に従事されている事業者や専門家だけで議論を進めるのではなくて、消費者や地方自治体など、様々な立場のステークホルダーがいるのはむしろ当然であり、必然です。有事の際に影響を一番に受ける地域住民や地方自治体がこの新しい制度は本当

に大丈夫なのだろうかと不安を膨らませることがないように、限られたリソース、いかに配置して、高度な保安を機能させていくのか、今後も検証していただきたいです。

ここからは意見ではなくてコメントです。10月25日、高圧ガス小委員会において、本小委員会において、保安の重要性を軽視した的外れな議論に終始しているなどの御指摘があったこと、誠に残念に思います。保安に深い知識を持たれている委員の諸先生方への憂慮はもちろんです。保安の専門家ではない立場から分からないことを調べ、これまでお尋ねしてきたのは、監視機能を持つ第三者機関として、内閣府に消費者委員会が設置されており、2020年に閣議決定された第4期消費者基本計画にも「消費者による公正かつ持続可能な社会への参画等を通じた経済・社会構造の変革の促進」が明記されていますように、健全な市場を形成するためには関係者が問題意識を共有して、長期的な視野で緊密に連携し、消費者と事業者双方にメリットをもたらす関係を築かなくてはならないからです。全ての地域住民や消費者の意見を代弁しているなどとは申し上げません。ただ、専門家ではない第三者の視点にも耳を傾けていただくこと、長年培ってきた保安制度と安全の視点、今後も生かすために御理解いただければと思います。

長くなりました。以上です。

○若尾委員長　　どうもありがとうございました。では、続きまして、松平委員、お願いいたします。

○松平委員　　松平です。まず最終取りまとめ案を御整理いただきましてありがとうございます。各委員からも御発言ありましたとおり、今回の委員会においては保安人材の枯渇などの喫緊の課題を踏まえて、しかし、そのような厳しい環境の中でいかに保安を落とさずに維持していくか、事故を起こさない制度の仕組みをつくるかという議論だったと思っております。

今回の議論を踏まえて、自立的に高度な保安能力を有する事業者様にはより自立的な取組ができる仕組みを設けていくというところですが、当然のことながら、これはある意味で、事業者自身の裁量的な、自立的な判断が可能になるということはすなわち事業者自身の責任も重くなるというところでもあります。民事的、あるいは刑事的な責任、事故が起きた場合の法的な責任というものは当然これまでも、これからも変わらないわけで、そういったことを踏まえて、今後、A認定、B認定ということで、新たな認定制度の下で自主的な保安をやっていくという意欲のある事業者様におかれては、そういった自らの責任が大きくなっているというところで、まさにテクノロジーなどを有効に活用して、実のある実

質的な保安体制を構築していただくというところをぜひお願いしたいと思ひますし、また、この認定を活用して、自主的な保安を実施していくということはこういうことであるということ、ある意味、対外的に経産省様にもしかり打ち出していただくのがよろしいのではないかなと思ひているところです。

あとは、カーボンニュートラルに関して、今回検討した中でも幾つか積み残しになっている課題があると思ひます。1つは水素、アンモニアの利用に関する、より全体的な保安についてのステージであり、また、大規模洋上風力などにおける委託についての考え方もあります。2030年をめどとして、これは2050年だと思ひますが、カーボンニュートラルに向けた取組をしっかりと促進していくという中で、残された時間はそれほど多くないということだと思ひておりますので、こういった水素、アンモニア、あるいは大規模洋上風力というものがさらに活用されやすくなる。もちろん安全を前提としてというところではございますけれども、事業者自身が取り組みやすくなる環境を整備するという観点でも、今回の取りまとめを1つのきっかけとして、さらに議論を深化させていただきたいと思ひております。

以上です。

○若尾委員長 どうもありがとうございました。では、続きまして、柳田委員、お願いいたします。

○柳田委員 柳田です。聞こえますでしょうか。

○若尾委員長 はい、聞こえております。

○柳田委員 まずは最終取りまとめ案の御説明、ありがとうございます。いろいろな小委員会での意見はもちろんのこと、また、それに至るまでに自治体様であるとか、各事業者様であるとか、かなりたくさんの方のステークホルダーの皆様と議論をしていただいた結果を踏まえて、この取りまとめ案があると認識しております。その中で、安全の確保に関して、保安人材が枯渇していく中でリソースが無尽蔵にはないということを前提に、どういう形であればやっていけるかというところがこの議論の趣旨だったと思ひております。

その中では、今回、テクノロジーを活用しつつ、自立的に高度な保安を確保できる事業者というところでのまさに要件として、経営のトップのコミットメント、それから最終報告案の中でもコンプライアンスというところが記載されていたかと思ひます。今、法令で求める基準を遵守することはもちろんなわけではございますけれども、コンプライアンスというのはもっと大きな概念だと思ひております。法令を遵守するだけでなく、事業者

として、社会に対する必要な責任を果たしていくためのコンプライアンスだと思っておりますので、法律の観点、あるいは規制の観点でより簡便になったからといって、それがもともとコンプライアンスの思想にあります保安の水準を低くすることであってはいけないと思いますし、そういう事業所は経営のトップのコミットメントがなされている事業者であるとは言えないのではないかと思っております。

今後につきまして、法律でございますので、いろいろな法律、あるいは規制制度に関しては可変だと思っております。今回意図した狙いがあるとおりにいけば、それでよしでございますし、それがどうなっているかというのを見える化すること自体が先ほど竹内委員からもありましたように重要だと思っておりますので、この見える化の過程で、ここで議論した想定と違うことが現実には起こり得る、あるいは起こってきているのであれば、当然ながら、この方向性も含めて、見直すべきではないかと思っております。

まずはそういうことができるようにするためにも、ここで議論しましたことが実現していく過程においてはしっかりとその効果検証というのが必要だと思っております。

以上でございます。

○若尾委員長　　どうもありがとうございました。では、まず委員の皆様引き続き御意見をいただきたいと思っておりますけれども、挙手機能で御意思を示されました伊藤委員、お願いいたします。

○伊藤委員　　伊藤でございます。御指名ありがとうございます。今回、正田課長から御説明いただきました事務局案につきましてはテクノロジーの進化、多くの事業所で顕在化しつつある保安部門の熟練人材の不足、事業所間における保安体制やレベルの差など、関連する事業者や養成機関などに網羅的にヒアリングして確認した実情や問題意識を踏まえ、かつ当小委員会、さらに関連する制度検討会などの意見や議論も反映して、保安水準の維持向上を図る目的で、とても丁寧、かつ合理的に設計されていると私は評価させていただいております。

多くの事業所で保安部門の熟練人材の不足が深刻化していくと予想される中で、新しいテクノロジーを活用することによって、保安レベルを下げることなく、省力化を図っていくことにつきましては、保安制度の改善を検討する上でとても重要な課題と考えております。スマート保安を促進するための制度改正につきましては、新しいテクノロジーを活用することが保安レベルの向上を図るものと考えられます。

今回の制度見直し措置の対象として検討されているもの、項目につきましては、高度な

保安レベルを有する認定事業者だけを対象とするものですし、その認定水準を現行制度から下げることはないとされておりますので、保安レベルを下げる懸念は少なく、むしろ保安レベルの向上につながるものではないか。そのように考えております。安全の確保を前提にスマート保安を促進するための制度移送措置？を講じる。これはとても合理性があると私は考えております。

また、認定制度のプロセスを検討する際には、安全の確保を前提に合理化、効率化を図っていくことがとても重要と考えられますが、今回議論の対象になっております高圧ガス部門の認定制度における事前調査制度につきましては事業者のヒアリング結果や当小委員会におけるこれまでの議論において、安全性の低下につながるリスクは小さく、効率性の観点などから廃止すべきという意見が大宗を占めていたと思います。

なお、高圧ガス関連事業において、2010年以降に起きた6件の認定事業者における重大事故、あるいはそれ以前に起きた重大事故についてもそうですが、加えまして、今回御説明いただいた太陽石油の法令違反については現行法制度下で起きたものと考えられます。安全の確保は認定制度によって確保されるものではございません。重大事故や法令違反を起こすと、認定事業者につきましては優良認定事業者から除外され、優良認定事業者に認められている、例えば長期連続運転等の優遇措置が適用されなくなります。そのため、生産性、収益性が低下しますので、法令よりも厳しい自主基準を設けて保安作業が行われているケースが少なくありませんし、新しいテクノロジーの活用もその対応策の1つと考えられます。

25年前、現行の高圧ガス保安法をはじめとする保安に関連する制度の改正作業が行われました。私は1987年から関連する業界の調査、研究をさせていただいておりましたので、事業者の対応を含めまして、その後の経緯についてもある程度理解しているつもりですが、安全機器など、新しいテクノロジーを活用した効果もあって、事故件数は大きく減少したと認識しております。

重大事故については、その都度、発生理由等が検証され、その後、防止措置等が講じられていると認識しておりますが、例えば、今回示された太陽石油の法令違反について、なぜ常態的にこのような法令違反が行われたかについても太陽石油、あるいは認定事業を行っていた協会に事実関係を確認し、今後の制度改正に反映していただきたいと存じます。

少し長くなりましたが、以上の見解に基づきまして、私は今回示されました事務局案の全項目について、今後の進め方と合わせまして、全面的に賛同いたします。加えまして、

行政当局におきましては、現行制度をツシムするのではなく、当小委員会で整理された意見や議論をしっかりと反映させる形で十分に検討を行った上で制度改正に取り組んでいただき、制度改正後もその効果を検証し、必要に応じて修正を行い続けていただきたい。そのように存じます。

以上でございます。

○若尾委員長 どうもありがとうございました。では、続きまして、大畑委員、お願いいたします。

○大畑委員 大阪大学の大畑でございます。まずはこれまでの様々な議論内容を踏まえて、最終報告書を取りまとめいただきましてありがとうございます。今後、この報告書に示されました、あくまでも安全性、保安というものを大前提とした規制に対する取組が具体化されていくことを期待したいと思います。

さらに報告書では足元の短期的な取組だけでなく、今後、中長期の重要課題もしっかりと示していただきまして、技術に応じた体制に進歩させていくという事務局案に全面的に賛同いたします。

今後の話ではありますが、中長期の重要課題に関することになりますけれども、都市ガス分野におけるスマートメーターなど、テクノロジーというものが今後も日進月歩で開発が進められていこうかと思われませんが、これらのテクノロジーの今後の開発状況、それから、このテクノロジーによって、保安であったり、あるいは復旧作業等、現地作業がどこまで合理化できるかというようなことをしっかりと見極めながら議論を進める必要があるかと考えます。今後、より専門的に分析、評価等が可能な場での議論を御検討いただきながら進めていただきたいなと思います。

簡単ですけれども、以上です。

○若尾委員長 どうもありがとうございました。では、続きまして、三宅委員、お願いいたします。

○三宅委員 どうもありがとうございます。横浜国大の三宅です。私のほうから簡単にポイントだけお話しさせていただきます。

まず、これまで議論の取りまとめ、整理していただき、あるいはヒアリングを多数重ねていただいた事務局に敬意を表したいと思います。その上で、全体としては、安全を大前提とした上での社会の急速な動きに対応するという制度の変更に関する議論に賛同する次第です。

一方、例えば、幾つかポイントがあって、高圧ガス分野に関連するところであると、法定講習の話ですとか、それからCBMの話とかが出てきたのですが、これに関しては私自身も少し立場というか、考えに関して悩むところではありまして、事務局と幾つか意見交換をさせていただき、そして、最終的にやはり義務として残しておく。しかしながら、引き続き検討を続けるということで納得した次第です。

当然新しい技術、それからテクノロジーも日進月歩ですので、これを導入していくに当たっては変更管理というようなことも必要です。これまでのいろいろな産業界での多くの事故というのは、この変更管理に起因している部分が非常に多いと思います。世の中の流れというのが例えば、いろいろな作業や手続も含めて効率化、あるいは合理化を求めるといったことがある。それによる変更があるとすれば、そこにおける変更の管理に失敗したときに安全というものが守れなくなるという歴史だと思います。

その観点からいうと、これまで得た教訓を生かしていかなければいけないということ。そこではやはり安全に関しては、常に自然現象だとか、いろいろなシステムに対して完璧なものはないので、向上を目指していく。しかしながら、そこには我々謙虚である姿勢といろいろなことを愚直に進めていくということも忘れてはいけないと思います。

つつい目的のほうに重心がかかっていると、社会全体がそちらのほうに注目をするわけですが、その中できちんと安全を大前提としたという意味をステークホルダーの皆さんも肝に銘じておかなければいけない。これだけ大きな流れをつくっていく中で、一たび事故や事件が発生することによって、それまでの皆さんの努力が水泡に帰してしまうということは非常に残念ですので、それはゆめゆめないように努力をしなければいけないと私自身も感じているところです。

技術の変更管理とともに、やはり制度設計に関する変更管理ということも非常に大事な観点だと思います。これまで以上に事業者の方々の責任は重くなってくるという方向にあるとすれば、それをどのようにグリップしていくかということは今後の非常に大きな課題にもなってくると思いますし、保安に関しての変更管理というものが進められる上で、例えば、先ほどの事前調査制度に関しても国と各関係機関との連携というものがますます重要になるのではないかと思います。

安全に関しては、幾つかの重大事故を経て、やるべき課題として、安全基盤の再構築と安全文化の醸成ということが大きな看板というか、目的として掲げられたと思います。この観点から、一つ一つの詳細に関してはいろいろな議論があると思うのですが、大きな方

向を向いて、しかしながら、基本的な考え方は忘れないでやっていかなければいけないなと思います。

そして、やはりここまでまとめていただいた事務局の方々に対しては、今回のいろいろな議論を踏まえて、さらにこの方向性で進めていっていただければと考えている次第です。

以上です。

○若尾委員長　　どうもありがとうございました。内山委員のほうからチャットで御意見が来ておりますので、私から代読をさせていただきます。「全国の地方自治体の意見を盛り込んでいただいた内容と理解し、本取りまとめに異論はありません」というチャットで御意見をいただいております。どうもありがとうございました。

この段階で発言の御意思を示していただきました委員の方々は全員御指名させていただいたと思いますけれども、私のほうで何かミスをしている等ございましたら……はい、ありがとうございます。又吉委員、今、手を挙げていただきましたので、御発言、よろしく願いいたします。

○又吉委員　　御説明いただきましてありがとうございます。みずほ証券の又吉です。すみません。ちょっと遅れての参加になりまして、大変申し訳ございませんが、1点コメントさせていただければと思います。

今回、整理いただきました最終取りまとめ案に賛同したいと考えております。こちらに示された取組が今後具体化されることを期待したいと考えております。これまでの発言の繰り返しになってしまいますが、今後の継続的な検証の重要性について、1点だけコメントさせていただきたいと思っております。

今後、カーボンニュートラルの実現に向けて、革新的技術の社会実装に向けた保安規制面での利用環境整備が非常に重要になってくると考えております。今回整理いただきました太陽光などに加えまして、洋上風力などの再生可能エネルギーの開発や水素、アンモニア利用に係る保安規制の適正化を通じた保安力の向上とコスト低減の両立を図る取組が一層進むことを期待している次第です。

イノベーションの進展度や社会実装スケジュールなどに応じて、産業保安に関する制度、ルールのある在り方をぜひ継続的に整理し、必要に応じて見直しを行っていくという視点が重要ではないかと考える次第です。

以上です。ありがとうございます。

○若尾委員長　　どうもありがとうございました。それでは、続きまして、オブザーバー

の皆様は御意見をいただきたいと思いますが、まず挙手機能で発言の御意思を示していただきました三浦オブザーバー、お願いいたします。

○三浦オブザーバー 石油連盟の三浦でございます。聞こえますでしょうか。

○若尾委員長 はい、聞こえております。

○三浦オブザーバー 発言の機会を与えていただき、ありがとうございます。私ども石油業界として、これまでオブザーバー参加させていただきましたが、ここに至るまで議論を拝聴しておりますはっきり分かったのは、今回の見直しに際しての基本的なテーマであるところの人材不足への対応、テクノロジーの活用、また保安レベルの高度化について、これに関しては反対される方はいないのではないかということでございます。

これらのテーマにしっかりと合致するような制度的措置の見直しというのが肝要であって、後から見て、「前提はずばらしいのにどうしてこんな制度が残っているのだろう」とか、「ここが手当てされないのはどうしてなのだろう」と後の世代の人が思うことがないように理念と制度の整合がしっかり取れた仕上がりになることを望みたいと思っております。

我々としても何度も申し上げておりますけれども、自主保安を目指すというのは限られたリソースの最適化や技術力の向上及びアップデートによる保安レベルのさらなる向上を目標としておりまして、単なるコストや手間の節約という話ではないのであります。むしろ必要なコストは増えるだろうとも考えております。

これらは全て現場の保安力、保安レベルの向上のためであって、業界事業者にとっては、自主保安とは決して気楽なものではなく、逆に相当に覚悟の要る世界に身を置くということになると考えております。今回の見直しでは行政側からも、もちろん必要な規制というものがあった上で、その後押しをしていただいているというような気持ちで受け止めております。

今回の見直しにつきましては、事務局案はデータやエビデンス等をきちんと踏まえた上でいろいろと検討していただいております、加えて、関係者へ非常に丁寧な意見聴取を行っていただいております、非常に重層的に考え抜かれたものだと思っております。よって、繰り返しになりますけれども、石油業界としては、見直しの方向性につきましては全面的に賛成するということを表示させていただきます。

つけ加えまして、先ほど久本委員から、3点に絞ってということで御発言いただいたのですけれども、これら全てに関していろいろコメントをすると、それこそ久本委員の言葉

ではないのですが、切りがない部分がございますので、1点のみ反論させていただきたいのですけれども、事業者の経営における保安のプレゼンスが低いというようなコメントがあったのですが、これは全く誤解というか、間違っております。今、我々事業者、製造業の経営における保安、安全のプレゼンスというのは、まさに最大最強、1丁目1番地でございます。これなくして、利益とか、そのような企業活動というのはないと考えてございます。これにつきましては、我々業界としても、産業保安の自主行動計画というものも出しており、そこではっきりと経営者のコミットというものをうたっております。また、こういった認定制度の審査の際にも事業者における保安体制の構築のところで、トップのコミットメントを含め、こういった体制できちんと取り組んでいるかというのは重々御説明しているかと思っております。それは国に対しても説明しておりますし、こういった認定事務を請け負っておられるKHKさんの耳にも当然入っていると理解しておりましたが、そのKHKさんの口からそのような経営におけるプレゼンスが低いということを言われてしまうと今まで我々は一体何を、そういった説明をしてきたのかと思うと全く残念な気持ちになってしまいます。

経営における安全のプレゼンスに関してはそういったことを重々説明しておりますし、もしくはそれをもって認定制度自体が認められているというところもございますので、その辺を分かっていただけではないということになりますと、今、行っている事前調査なり、認定制度というのは何なのですかという話を逆に問わざるを得ないのではと私は思っております。1点のみの反論になりますが、業界といたしまして、また、事業者といたしましては、経営における保安や安全のプレゼンスは常に最優先であるということを改めて申し上げたいと思っております。

最後になりますけれども、今後、改正プロセスはいろいろと続くと思っておりますけれども、我が国の産業保安力の向上に資するような見直しの効果を実感できるような制度となることを期待いたします。

発言は以上でございます。ありがとうございました。

○若尾委員長　どうもありがとうございました。では、続きまして、高橋オブザーバーをお願いいたします。

○高橋オブザーバー　御指名ありがとうございます。日本化学工業協会の高橋と申します。今日は最終取りまとめの説明をどうもありがとうございました。また、オブザーバー参加させていただいたことに感謝申し上げます。主に高圧ガス保安制度に関するコメント

を述べさせていただきます。

今回の新たな認定制度の取りまとめに当たりましては、日化協や関係企業への説明、並びに意見交換会等を開催していただきました。このことに感謝申し上げます。

今ほどもお話に出ていたと思うのですが、現在、スーパー認定や通常認定を持っている事業者については、この新しい制度においては、今までよりもより高いレベルでの自ら立ち、自らを律するといった自立が求められるということであると理解しております。これを高圧ガス保安への向き合い方をいま一度見直す機会として捉えて対応していきたいと考えているところです。

また、新制度への移行措置期間に関する意見と取りまとめを少し行ったのですが、これに絡めて、こういったスーパー認定や通常認定事業者の意見を聞いてみたのですが、総じて今回の改定を前向きに捉えているということが確認できました。今後のアップデートされた具体的情報を各企業に伝えながら対応していきたいと考えています。

一方で、これも繰り返し述べてきていることなのですが、中堅・中小事業者についても、今回の改定の背景の1つである熟練保安人材の不足、若年層の雇用困難化に由来する深刻な保安人材の枯渇という状況は大規模な事業者と全く同じ、もしくはより深刻な状況であると考えられます。つまり今回の制度改定の動きにこういった中小の事業者が乗り遅れるということは許されないと思います。技術支援や人材育成支援といった両面からの支援について、ぜひこれからも官民学が協力しながら形あるものにしていただきたいと思いますし、そのための協力は我々としても惜しまない所存ですので、よろしく申し上げます。

以上です。ありがとうございました。

○若尾委員長　　どうもありがとうございました。では、続きまして、藤本オブザーバー、お願いいたします。

○藤本オブザーバー　　石化協技術部の藤本でございます。本日は本小委員会の最終回ということもございますので、総括的な当協会団体としての意見を発言させていただきたいと思っております。

今回の高圧ガス分野の改定案につきましては、さきの中間まとめ案から今日御説明があったような幾つかの変更点もございまして、今後さらに細かく検討する部分もございましてというお話でしたので、それらを含めまして、ちょうど先週、当協会は年に数回行います全会員企業の保安部門の適任者から成る保安衛生委員会というものがございまして、それを開催いたしまして、その席でそれらの変更点も含めまして確認させていただきました。

また、意見交換を実施させていただきました。その結果、一応全社からは特に異議がないということを確認いたしましたので御報告しておきます。

今回の改定案は決して保安レベルを下げるような規制緩和ではなく、今後、新B認定でしょうか、現行の通常認定事業所に相当するものかと思いますが、そこにおいてもテクノロジーの活用というものを要件にするなど、むしろ自主保安の高度化を要求されるものと業界としては認識しております。

他方、様々な手続の合理化ですとか、ペーパーワークに関連するような業務の負荷低減という面におきましては、残念ながら各企業の要員不足とか、働き方改革への対応、そういった面からも、数年前から業界としてお願いしていた点がございまして、それらが複数反映されたものと評価させていただいております。特に今後の認定事業所新制度への移行のタイミング等につきましては、業界、企業の混乱防止のための御配慮をお願いしたいと思っております。

最後に、当業界といたしましては、各社、新制度の下でももちろんコンプライアンス重視と自主保安のさらなる高度化による事故やトラブル防止に努めてまいりますのでよろしくお願いたしたいと思っております。

これまで本委員会への参加の機会をいただきまして、誠にありがとうございました。今後も引き続き、情報や意見交換の上、取り進めのほどよろしくお願いたしたいと思っております。

以上でございます。ありがとうございます。

○若尾委員長 はい、ありがとうございました。では、続きまして、菅オブザーバー、お願いたします。

○菅オブザーバー 電事連・菅です。聞こえますでしょうか。

○若尾委員長 はい、聞こえております。

○菅オブザーバー ありがとうございます。事務局におかれましては、資料の御説明、ありがとうございます。また、本年の2月から約10か月間、多くの課題を精力的に御検討いただき、ありがとうございます。

私、オブザーバーの立場で参加させていただきましたけれども、我々のコメントにつきましても取りまとめ案のほうに反映いただくなど、私どもとしましても感謝しております。ありがとうございます。

今回の取りまとめ案につきましては、我々電気事業連合会としても、方向性については全面的に賛同いたします。その上で、まず電気事業に関しましては、今回の取りまとめの

方向で規制の見直しを行っていただくことで、保安業務が抱えている課題解決のために経営資源を活用することが可能となるかと思っております。一方、規制の見直しは行われま
すけれども、電気事業者の安定供給の使命は不変でございますから、事業者として、引き
続き新たな技術を活用しながら、設備保安レベルの維持向上に努めてまいりたいと思っ
ております。

続きまして、これまで本委員会で何回か都市ガス分野における大規模災害時の保安業務
の在り方についてコメントをさせていただきました。今後、資料2の11ページの内容に沿
って、今後の対応と整理されているものにつきましては検討が進められると認識しており
ます。

これらの項目のうち、例えば、費用負担の在り方につきましては、現行制度の今からで
も検討は可能だと認識しております。都市ガス分野のレジリエンス強化、あるいは保安業務
従事者の安全性向上に向け、可能なものにつきましては早期に検討いただくことをお願い
したいと思っております。

私からは以上でございます。

○若尾委員長 どうもありがとうございました。それでは、続きまして、岡崎オブザー
バー、お願いいたします。

○岡崎オブザーバー 電力総連の岡崎です。聞こえますでしょうか。

○若尾委員長 はい、聞こえております。

○岡崎オブザーバー これまで計8回、この小委員会にオブザーバーとして参加をさせ
ていただきました。現場の意見を発言する機会いただきまして、心から感謝を申し上げた
いと思います。

お示しいただきました最終取りまとめ案につきましては保安の成熟化と、その一方で
人材確保の困難化、テクノロジーの進展、エネルギーシステム改革の進展、導入拡大が進
む再エネ発電設備の保安面や事業規律をめぐる課題の顕在化、そして、昨今の大規模災害
の頻発等々、私ども現場が直面しております産業保安をめぐる環境変化にしっかりと対応
していくための的確なものを受け止めておりますし、電力関連産業で働く者、日々現場で
電力の安全・安定供給に携わる者の立場として賛同させていただきます。

今般の取りまとめに至るまで、若尾委員長の御尽力、また、丁寧な意見聴取、様々な御
調整など、合意形成に向けて、事前事後、大変丁寧に進めてきていただきました事務局の
皆様方に心から感謝と敬意を表したいと思っております。

特に私どもといたしましては、最終取りまとめ案におきまして、今後の検討に当たって、安全確保を前提とすること。また、安全の確保には作業従事者の安全や公衆の安全を含むこと。スマート保安など、テクノロジーの活用に応じた人に備わる保安力との相互の連携や融合。技術の継承・発展。安心・安全のための保安人材の厚みが重要であるといったこと。また、電力分野の新しい認定制度の下で、事業者の自主性、自立性を高めていくに当たって、プラントの安全・安心を担う協力企業など、人材・技術基盤の維持・強化の観点も重要であり、これに配慮する必要があること等を明記いただいております。これまで本小委員会で申し上げてきた私ども働く者の声や現場の実情等に配慮いただいたものと受け止めております。重ねて御礼申し上げたいと思います。

また、前々回の小委員会で発言させていただきました大規模災害時のガス保安業務の在り方につきましては、最終取りまとめ案におきまして、足元の対応と今後の対応ということで整理をいただきました。今後、この本取りまとめに基づきまして、働く者の作業安全、や公衆の安全を含めた安全確保の視点を大切にしながら精力的な御検討を進めていただくようお願いしておきたいと思います。

最後になりますけれども、当面の制度化に向けた取組としての国会における立法措置、さらなる詳細検討、今後の重要課題に関する検討など、最終取りまとめ以降の今後の対応に当たりましては、最終取りまとめ案にもその趣旨がしっかりと明記されておりますが、今般の制度改正は安全確保を前提に、決して保安水準を下げるような規制緩和ではなくて、むしろ保安水準を持続的に向上させていく、高度化を図っていくための規制の適正化であるということ。この基本原則をしっかりと堅持いただきたいと思いますし。これまで同様、私ども働く者を含めました関係者の意見や現場の実情等も十分配慮いただきながら、引き続き御検討いただきますようお願い申し上げまして、私の発言とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○若尾委員長　どうもありがとうございました。では、続きまして、臼井オブザーバー、お願いいたします。

○臼井オブザーバー　日本ガス協会の臼井でございます。聞こえていますでしょうか。

○若尾委員長　はい、聞こえております。

○臼井オブザーバー　発言の機会を与えていただきましてどうもありがとうございます。今回の最終取りまとめに当たりましては、都市ガス事業の特性やこれまでの取組を踏まえて作成いただきましたことに改めて感謝申し上げます。ありがとうございます。

都市ガス分野の災害時連携計画についてでございますが、これまでのガス事業者の連携や業界の柔軟な復旧の取組を御評価いただきまして、その内容を制度化していただけるものと理解してございます。引き続き、さらなる早期復旧のための御支援の検討も継続してお願いいたします。

また、認定制度についてでございますが、これまでの業界大での技術等の水平展開の取組と両輪となる仕組みとまとめていただいております。今後、認定要件とインセンティブのバランスの取れた制度設計をお願いいたします。

最後になりますが、災害時の対応の在り方についてですが、今後とも保安の高度化と効率化、迅速化に向けて、災害に強い供給ネットワークの構築とスマートメーター等の新技術といったスマート保安の導入に継続して取り組んでまいりたいと考えてございます。

同時に、いつどこで発生するか予測困難な南海トラフのような大規模災害に備えまして、これまでのガス事業者間の連携協力を規定されておりますガス事業法163条と経済産業省のほうで策定していただいております連携協力ガイドラインに加えて、今回策定される災害時連携計画に基づいて迅速、的確に災害時の保安体制を確立いたしまして、災害対応を推進できるように製造事業者、導管事業者、小売事業者の全てのガス事業者が日頃から連携して準備や訓練に取り組むことが大切であると考えてございます。大規模災害を乗り越えて、お客様や社会の早期復旧への期待に応えるためにも全てのガス事業者が一致協力して災害に立ち向かう保安体制を現場、現実を踏まえつつ、今後とも整備してまいりたいと思っております。

最終取りまとめのほうでは足元の対応と今後の対応というようにまとめていただいておりますが、今後の対応につきましては最終取りまとめにもありますように、業務の在り方を見直した場合のリスクも考慮する必要があるので、慎重かつ丁寧な議論をしていただければと思っております。今後とも引き続き御指導のほど、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○若尾委員長　　どうもありがとうございました。では、続きまして、村田オブザーバー、お願いいたします。

○村田オブザーバー　　ありがとうございます。全国LPガス協会の村田でございます。今回の最終取りまとめに当たりまして、これまで様々長い議論を重ねられた上での結論だと思います。全体の方向性としては理解しております。保安人材の確保、また、技術の高度化が進んでいる中で、新しい保安の在り方を考えていく上で、今回の議論は非常に有

意義であったと思っております。

私どもの業界は中小・零細企業が非常に多いものでございますから、こういった全体の今後の方向性につきましては、業界として大企業の背中を追っていくという立場でございます。そういう意味からいたしますと、今回の保安の方向性につきまして、1つ、KHK様のほうからいろいろと御懸念があった点、他方、多くの方々から賛同の御意見もあったということで、聞いておりますと、まだ若干意見の相違があるように思います。長い将来に向けて、保安の在り方を規定していくこととなりますので、ぜひとも意見の相違がないように今後の調整をお願いできればと思っております。

以上でございます。

○若尾委員長　　どうもありがとうございました。そのほか、御発言御希望の方、いらっしやいますでしょうか。よろしいでしょうか。——どうもありがとうございました。

活発に御議論いただきまして、どうもありがとうございます。各委員、オブザーバーの皆様からいただいた御発言に関して、事務局から何かコメントがございましたら、よろしくお願いたします。

○正田保安課長　事務局でございます。本日も大変示唆的な貴重な御意見を賜りまして、本当にありがとうございます。いろいろ御意見ございました。特に見られましたのは、竹内委員や柳田委員などからございました、あるいは伊藤委員からもございましたけれども、効果検証をしっかりとやっていくということでもあります。この辺り、今回の改正がどういう効果をもたらすかと、事故、違反、それから他方で、安全性の観点と効率性の観点それぞれからどのように効果が表れるかということについてはしっかりと検証の仕方を考えて検証してまいりたいと思っております。

また、山地委員から、今回の太陽石油の案件を念頭に、こうした法令違反事案については、国は当然のことでございますし、自治体、それから、そもそも事前調査を行っていた高圧ガス保安協会のほうで、しっかりと地域住民の観点ということも含めて猛省すべきだと。事実関係をしっかりと考えるべきだと。この点は伊藤委員からも、事実検証ということは御指摘いただいたわけでありませう。

また、山地委員からは、こういった安全の議論をする際に専門家だけではなくて、消費者、地域住民といった方々、皆様方の第三者の意見というものをしっかりと織り込んだ形で、今後もしっかり議論いただきたいということだったかと思っております。この点は我々そのつもりで、もちろん様々な分野の方々にこの産業保安基本制度小委員会にお集まりいた

いただいたわけですが、その点はこれからもしっかりと継続してまいりたいと思っております。

また、全体を通しましては、個別でございますけれども、水素保安のところ、あるいはアンモニア、大規模洋上風力、こういったところの保安規制の在り方というのを継続的に見直していく、検証していくということの必要性は菅原委員、それから松平委員、又吉委員、皆様方に御指摘をいただいたところでございます。

また、辻委員からは技術の複線化・複相化、こういったところをしっかりとやっていくべきという御指摘だったかと思っております。この辺りについてはしっかりとやらせていただきたいと思っております。

それから、また柳田委員からはコンプライアンスですね。高度な認定事業者におけるコンプライアンスのところは単に法令遵守というだけではなくて、もう少しいろいろな意味を持った上で、保安の水準を低くしない、保安の水準を守り、重大事故を防ぐという観点から、制度のみならず、事業者においてもしっかりと対応していく必要があるといった御意見をいただいたわけでありまして。

また、大畑委員からは都市ガスの分野における専門的な分析、こういったところも御意見をいただいたところでございます。

また、三宅委員からは技術、あるいは制度の変更管理の重要性ということ。安全を大前提というのだけれども、その意味、内容をしっかりと肝に銘じてやっていく必要があるということでもございました。

また、竹内委員と三宅委員からも、事務局と高圧ガス保安協会さんのコミュニケーション、連携の重要性ということを御指摘いただきました。我々といたしましても、ここの点については、それぞれが持ち得る能力、力を結集して、我が国の産業保安というものを守らなければならないと思っておりますので、国と地方公共団体様も当然でございますし、高圧ガス保安協会さんとしっかりと連携しながら安全を守っていくということでもございます。

もちろんその在り方については、しっかりと細部を詰めるときには調整をさせていただきながら、まさに伊藤委員や三浦オブザーバーなどからも御意見がございましたけれども、今回の審議の内容をしっかりと踏まえた上で、その前提に立った上で保安規制の在り方については意思疎通を図りながらやっていきたい。あるいは、運用していく際にはしっかりと連携をしながらやっていきたいということでもございまして、本日のみならず、8回にわたりまして、皆様方から本当に貴重な意見をいただいておりますので、そういったものも含め

まして、これから制度設計の詳細と運用の仕方というものを皆様方の御意見をしっかり肝に銘じてつくってまいりたいと思っております。ありがとうございます。

以上でございます。

○若尾委員長 どうもありがとうございました。本日の議論を整理いたしますと、まず電力分野、都市ガス分野及び液化石油ガス分野については各委員、オブザーバーの方々から様々な御意見をいただきましたけれども、最終取りまとめ案の内容については異論がないということによかったかと思えます。

また、高圧ガス分野につきましては反対という意見が一部の委員からございましたけれども、最終取りまとめ案の25ページに、先ほども御説明ございましたけれども、「なお、上記の『(2) 高圧ガス保安法における具体的制度設計』の方針については、当該方針を前提とする場合には、安全上の観点から慎重に検討すべきとの意見もあった」と留保の記述を付していることで、反対と御発言された委員においても、本日、最終取りまとめ案の取りまとめを行うこと自体には異議はないものと伺っております。したがって、まずは基本的な方向として、事務局が提案した最終取りまとめ案の方向で本小委員会の最終取りまとめとしたいと考えております。

また、本日、最終取りまとめ案自体の修正に関わる御意見はございませんでしたので、本日事務局より提出された案をもって成案とし、委員長である私の責任において、再度、内容に影響しない形式上の細かい点については確認させていただいて、これを整えた上で公表したいと思っております。その旨、御一任いただければ大変ありがたく存じますけれども、そのような流れでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは、御一任いただきましたので、私のところで責任を持って、本小委員会としての最終的な形として公表してまいりたいと思えます。どうもありがとうございました。

それでは、今回で小委員会も一区切りになりますので、私から一言御挨拶をさせていただきます。

今年2月に開催された第1回から数えまして本日で8回と、この小委員会も重ねてまいりましたけれども、新型コロナウイルス感染症の影響もございまして、全ての回においてオンラインでの開催となってしまいました。対面と比べて、議論しづらい環境下ではございましたけれども、委員、また、オブザーバーの皆様におかれましては、毎回積極的に御

発言いただくとともに、円滑な議事進行に大変御協力をいただいたこと、私として、本当に心から御礼を申し上げます。

テクノロジーの進展ですとか保安人材の不足、災害の激甚化、カーボンニュートラルの実現に向けた取組の要請など、産業保安を取り巻く環境が大きく変化をしてございますけれども、国の基盤である産業保安の将来的な在り方を議論するという事は委員長として大変強い責任を感じておりましたが、皆様のおかげで中身の濃い議論ができたと考えております。あとは、先ほど申し上げましたように私のところで責任を持って取りまとめて公表していきたいと考えております。この1年間、誠にありがとうございました。

では、最後に太田技術総括・保安審議官から御挨拶をいただきたいと存じます。よろしくお願いたします。

○太田技術総括・保安審議官 太田でございます。聞こえておりますでしょうか。

○若尾委員長 はい、聞こえております。

○太田技術総括・保安審議官 本日は活発に御議論いただき、誠にありがとうございました。コロナ感染症の影響で、本当に皆さんに御不便をおかけしたと思います。全8回の小委員会におきまして、皆様から本当に貴重な御意見を数多くいただいたことを経済産業省を代表して御礼を申し上げます。また、議事進行いただいた若尾委員長にも心より感謝を申し上げます。ありがとうございました。

今日も皆さんの御議論を聞いておりましたけれども、私、感じましたのは、私もしばらく民間の電力会社にいたものですから、安全の確保ということについては終わりなき旅といえますか、今やっていることに満足せず、不断の見直しを行っていくことの必要性、昨日よりも今日、今日よりもあした、保安のレベルを上げていくということをやらなければいけない終わりなき旅だなということを改めて感じました。

皆さんからの本当に真剣な安全に対する御意見の議論をしっかりと踏まえて、これからも少しでも保安のレベルを上げられるように不断の見直しを怠らずやっていきたいと改めて感じた次第です。引き続き、皆さんの御指導をよろしくお願いたします。改めて、委員の皆様、それからオブザーバーの皆様に感謝を申し上げて、私の御挨拶といたします。本当にありがとうございました。

○若尾委員長 どうもありがとうございました。

では、以上をもちまして、本日の会議を終了といたします。どうもありがとうございました。

—了—

お問い合わせ先：

産業保安グループ 保安課

電話：03-3501-8628

FAX：03-3501-2357